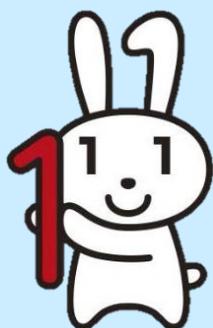


マイナンバー制度導入による 労災年金の請求書などの取扱いに ついて、注意点をご確認ください



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー制度導入によって、平成28年1月以降、労災年金の請求書などの様式（裏面のとおり）にマイナンバーの記載が必要となります。

今後、マイナンバーの記載された労災年金の請求書などが医療機関に持ち込まれた場合は、下記の注意点を
ご確認ください。より一層、適正な取扱いをお願いします。

<注意点>

- ◆医療機関は、労災年金の請求書などに関して、マイナンバーを収集、保管することはできません。
- ◆労災年金の請求書などに添付する診断書の作成依頼を受けるときは、マイナンバーの記載された請求書などを受け取らないようにしてください。
- ◆マイナンバーの記載された労災年金の請求書などを受け取ってしまった場合は、写しを作成せず、すみやかに本人に返戻してください。
- ◆マイナンバーの記載された労災年金の請求書などを本人に返戻するときは、追跡可能な簡易書留などをご利用ください。また、手渡しする場合は、封筒に入れるなどして、周囲の人の目に触れないよう注意してください。

(裏面へ)



労災年金についても

マイナンバー制度の活用がはじまります！

労災年金についても、マイナンバーを活用し、他機関と情報連携を行います。

これにより請求書の添付書類を省略することができ、請求される方々の手続きの負担が軽減され、利便性が向上します。



マイナンバーの記載欄が設けられる様式※ (平成28年1月 開始予定)

<診断書の添付が必要な様式>

- ◆障害補償給付支給請求書 障害特別支給金 障害特別年金 障害特別一時金 支給申請書 業務災害用 (告示様式第10号)
- ◆傷病の状態等に関する届 (告示様式第16号の2)
- ◆障害給付支給請求書 障害特別支給金 障害特別年金 障害特別一時金 支給申請書 通勤災害用 (告示様式第16号の7)

<診断書の添付が不要な様式>

- ◆遺族補償年金支給請求書 遺族特別支給金 遺族特別年金 支給申請書 業務災害用 (告示様式第12号)
- ◆遺族補償年金 遺族年金転給等請求書 遺族特別年金転給等申請書 (告示様式第13号)
- ◆遺族年金支給請求書 遺族特別支給金 遺族特別年金 支給申請書 通勤災害用 (告示様式第16号の8)
- ◆年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名 年金の払渡金融機関等変更届 (告示様式第19号)

※労災保険では労災年金の様式以外でマイナンバーの記載は求めません。



マイナンバー制度の詳細

内閣官房「マイナンバー (社会保障・税番号制度)」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー

検索

厚生労働省 (マイナンバー特設サイト)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>